

1 保育サービス等事業目標量

保育サービス等の事業のうち、当市において実施する事業については、「後期行動計画策定指針」参酌標準^注にしたがい、目標年度ごとの事業量を以下の通り定めます。

注：「後期行動計画策定指針」参酌標準

保育対策等促進事業について新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度の目標事業量を設定した上で、後期計画期間の目標事業量を設定すること。また、平日昼間の保育サービス及び放課後児童健全育成事業に関しては、新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年度である平成22年度の目標事業量を定めることとされています。

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成26年度	平成29年度	備考	
			見込	目標	目標	目標		
1	通常保育事業 (認可保育所)	3歳未満	人	258	260	267	273	実利用人数
		3歳以上	人	325	334	372	400	
		計	人	583	594	639	673	
		か所	か所	6	6	6	6	
2	家庭的保育事業	人	0	0	6	9	実利用人数	
3	延長保育事業	人	31	41	81	112	月間延利用人数	
		か所	4	4	5	5		
4	休日保育事業	日	0	0	17	28	月間延利用日数	
		か所	0	0	1	1		
5	放課後児童健全 育成事業	利用児数	人	202	208	232	251	実利用人数
		内1~3年生	人	191	197	220	237	
		か所	か所	4	4	5	5	
6	放課後子ども教室事業	か所	0	0	3	6		
7	一時預かり事業	日	39	46	72	92	年間延利用日数	
		か所	2	2	2	3		
8	地域子育て支援 拠点事業	センター型	人	2	2	3	3	
		類似施設	人	1	1	2	2	
		計	か所	3	3	5	5	
9	ファミリーサポートセンター事業	か所	1	1	1	1		

注：21年度見込は20年度実績値

(1) 通常保育事業

認可保育所の平成29年度目標は、3歳未満児が273人、3歳以上児が400人で合計673人とします。これを踏まえて、平成22年度には594人、平成26年度には639人を目標とします。

なお、平成29年度の児童人口に対するニーズ量の割合である「潜在的サービス利用率」は、3歳未満児では33.5%、3歳以上児では47.6%、合計では40.7%です。

(2) 家庭的保育事業

家庭的保育事業は、これまで当市においてはありませんでした。平成29年度に9人を目標として設定し、これを踏まえて、平成26年度に6人を目標とします。

(3) 延長保育事業

平成29年度の延長保育事業は、112人を目標とし、これを踏まえて平成22年度は41人、26年度は81人を目標とします。

平成21年度見込が31人で4か所の実施であるため、平成29年度までに実施か所を5か所に増やし、目標量の達成を図ります。

(4) 休日保育事業

休日保育は、実施期待を含めるとかなりのニーズ量になりますが、当市においては、これまで休日保育事業は実施していませんでしたので、今後、事業実施基盤の整備を図ります。

平成29年度に28日を目標とし、1か所で実施を目標とします。平成26年度までには1か所で実施を図り、17日を目標とします。

(5) 放課後児童健全育成事業

全学年を対象とした放課後児童クラブは、平成29年度に、251人を目標とし、そのうち1～3年生対象としては237人を目標とします。

放課後児童クラブは市内の全小学校区で実施されることが望ましいですが、当面、平成26年度までに12小学校のうち5校での実施を目指し、232人を目標とします。

(6) 放課後子ども教室事業

放課後子ども教室は、平成21年度には実施していませんが、平成29年度には小学校12校のうち6校での実施を目標とし、当面、平成26年度までに3校での実施を目指します。

(7) 一時預かり事業

一時預かり事業についてのニーズ調査を基にした推計ニーズ量は、期待も含めて相当なニーズ量（日数）となりますが、平成21年度の事業見込等を勘案して、平成29年度においては、年間92日、3か所実施目標とします。平成26年度までには72日、2か所実施を目指します。

(8) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児や保護者が居宅から気軽に通える範囲に拠点事業を整備することを目指して、当面、中学校区に1か所の拠点事業の整備を目標とし、平成26年度及び平成29年度には5か所を目標とします。

(9) ファミリーサポートセンター事業

平成21年度現在1か所整備していますので、引き続き、平成29年度においては、これを維持し、会員増加や事業の拡充を図ります。

(10) その他の保育対策等促進事業

病児・病後児保育及び子育て短期支援事業（ショートステイ）については、一定の市民ニーズはありますが、これまで本市においては実施実績がないことに加えて、事業実施体制の整備が必要であることから、今期においては、事業の検討を進めることにします。

2 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本「計画」は、上位計画となる「北茨城市地域福祉計画」と連携しながら事業を推進するため、推進体制は「北茨城市地域福祉計画」推進委員会とします。

また、必要に応じて、県や国、近隣自治体との連携を図りながら、計画を推進していきます。

(2) 計画の点検・評価、公表

本計画の事業のうち数値目標を設定してある事業については、進捗状況の点検評価を実施し、必要に応じて見直しを行い、その要旨を市民に公表します。

また、数値目標を設定していない事業については、計画期間中、適宜、目標設定に努め、適切な事業評価を行えるように図ります。